

## 第 3 章 審 査

### 第 1 節 労働組合の資格審査

労働組合法第 5 条の規定による最近 5 か年の労働組合の資格審査の取扱状況は、3-1 表のとおりである。

令和元年は、前年からの繰越し、新規申請共になかった。

(3-1 表) 労働組合資格審査の取扱状況

年次	取 扱 件 数						補 正 勸 告	終 結 件 数					次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 請				合 計		適 合	打 切 り	取 下 げ	不 適 合	合 計	
		委 員 候 補 者 推 薦	不 当 労 働 行 為	法 人 登 記	計								
(平成) 27	1	—	1	2	3	4	—	1	1	—	1	3	1
28	1	15	—	—	15	16	—	16	—	—	—	16	—
29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	—	14	—	—	14	14	—	14	—	—	—	14	—
(令和) 元	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

### 第 2 節 地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定による労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定・告示について、令和元年に当委員会が認定・告示を行った事案はなかった。

### 第3節 不当労働行為事件の審査

#### 1 概 況

労働組合法第27条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条の規定による最近5か年の不当労働行為事件の取扱状況は、3-2表のとおりである。

令和元年は、前年からの繰越し、新規申立て共になかった。

(3-2表) 不当労働行為事件の取扱状況

年次	取 扱 件 数			終 結 件 数								次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取 下 げ ・ 和 解			命 令 ・ 決 定				計	
				取 下 げ	和 解		救 済		棄 却	却 下		
					無 関 与	関 与	全 部	一 部				
(平成)27	1	1	2	-	-	1	-	-	-	-	1	1
28	1	3	4	-	-	-	(1)	1 (1)	-	3	4	-
29	-	2	2	-	-	-	-	-	-	1	1	1
30	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-
(令和)元	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 括弧内の数字は、審査を分離し、分離命令を発出した件数である。

## 2 審査の目標期間の達成状況

### (1) 審査の目標期間

不当労働行為事件の審査期間については、目標の達成状況等について、毎年少なくとも1回公表することとされている（労働組合法第27条の18、労働委員会規則第50条の2）。

- 審査の目標期間（平成24年1月27日 第644回公益委員会議決定）
- ・ 団交拒否事件：6か月（審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。）
  - ・ 通常事件：1年
- （注1） 団交拒否事件は申立て事実が団交拒否に限られる事件であり、通常事件は団交拒否事件以外の事件を指す。
- （注2） 審査期間は、申立てから終結までに要した日数。目標期間は、個々の事件ごとではなく、各年の全終結事件における1事件当たりの平均処理日数。

### (2) 達成状況

平成30年における審査の目標期間の達成状況は、次のとおりである。

- ・ 団交拒否事件  
令和元年に終結した事件はない。
  - ・ 通常事件  
令和元年に終結した事件はない。
- また、審査の実施状況等は、3-3表のとおりである。

**(3-3表) 過去5年間における審査の実施状況**

年	事件種別	係属事件数	終結事件数	審査期間	調査回数	審問回数	証人数
(平成)27	団交拒否	1件	—	—	3回	1回	2人
	通常	2件	1件	359日	6回	5回	7人
28	団交拒否	1件	1件	179日	0回	1回	2人
	通常	4件	4件	213日	2回	3回	5人
29	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	2件	1件	56日	0回	0回	0人
30	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	1件	1件	97日	0回	0回	0人
(令和)元	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—

注) 平成27年に申立てがあり平成28年に終結した事件（1件）について、平成27年に団交拒否事件と通常事件に審査を分離したことから、次のとおりカウントしている。

#### (1) 平成27年

##### ア 「係属事件数」

団交拒否事件及び通常事件それぞれに1件ずつカウント。

##### イ 「調査回数」

審査の分離前に実施した2回分を、団交拒否事件及び通常事件それぞれにカウント。

(2) 平成 28 年

「係属事件数」及び「終結事件数」

団交拒否事件及び通常事件それぞれに 1 件ずつカウント。

### 3 新規申立ての状況

#### (1) 申立人別、労働組合法第 7 条該当号別件数

不当労働行為事件の最近 5 か年における新規申立件数は 7 件で、申立人別、労働組合法第 7 条該当号別件数は 3 - 4 表のとおりである。

(3 - 4 表) 不当労働行為事件の申立人別、労働組合法第 7 条該当号別件数

年次	新規申立て	申立人別			労働組合法第 7 条該当号別									
		組合	個人	組合個人	1	2	3	4	1・2	1・3	1・4	2・3	1・2・3	
(平成) 27	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
28	3	-	3	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-
29	2	-	2	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-
30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(令和) 元	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 1号(不利益取扱い) 2号(団体交渉拒否) 3号(支配介入) 4号(申立て等を理由とする不利益取扱い)

#### (2) 産業別、企業規模別申立件数

不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数は、3 - 5 表のとおりである。

(3 - 5 表) 不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数

年次	新規申立て	産業別申立件数							企業規模別申立件数						
		建設業	製造業	運輸業	卸売業・小売業	医療・福祉	サービス業	地公労法適用	49人以下	50~99人	100~499人	500~999人	1,000人以上	不明	
(平成) 27	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
28	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	-	
29	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	

30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(令和) 元	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

#### 第4節 再審査事件

##### 1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある当事者は、労働組合法第27条の15第1項及び第2項の規定に基づき、15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。

当委員会を初審とする最近5か年における再審査事件の係属状況は、3-6表のとおりである。

令和元年は、当委員会を初審とする再審査事件の係属事件はなかった。

(3-6表) 再審査事件の係属件数

年次	係属件数			終 結 件 数								次年繰越し件数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取 下 げ ・ 和 解			命 令 ・ 決 定			計		
				取 下 げ	和 解		棄 却 (初 審 維 持)	初 審 変 更			決 定	
					無 関 与	関 与		一 部	全 部			
(平成) 27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	4
29	4	1	5	1	-	-	4	-	-	-	5	-
30	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-
(令和) 元	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 第5節 行政訴訟事件

### 1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある場合、使用者は労働組合法第27条の19第1項の規定により命令書写しの交付の日から30日以内に、労働組合又は労働者は行政事件訴訟法第8条第1項及び第14条第1項の規定により6か月以内に命令の取消訴訟を提起できる。

現在、当委員会命令に係る取消訴訟事件はない。